

議案第 3 1 号

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 7 年愛西市条例第 1 1 号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 6 月 1 日提出

愛西市長 八 木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第17号

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する 条例

(愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年愛西市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

第4条第4項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書（写真を貼付したものに限る。）」を削る。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第5条第2項第2号中「氏名」を「氏名又は通称」に改め、同項第5号中「表わし」を「表し」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

第6条第1項に次の1号を加える。

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

第13条中「又は外国人登録法」を削る。

第14条第1項第5号中「氏又は名」を「氏名、氏若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）」に改め、同項第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第14条第2項中「第6号」を「第7号」に改める。

附則に次の1条を加える。

（外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき当市の外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取扱い）

第5条 市長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「改正法」という。）の施行日（改正法附則第1条第1号に定める日をいう。以下同じ。）の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、登録の抹消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

2 改正法の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

（愛西市手数料条例の一部改正）

第2条 愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「又は外国人登録原票」を削る。

別表第1(1)中

住民基本台帳閲覧	1人	200円	
外国人登録原票記載 事項証明	1件	200円	
身分証明	1件	200円	

を

に改める。

住民基本台帳閲覧	1人	200円	
身分証明	1件	200円	

(愛西市遺児手当支給条例の一部改正)

第3条 愛西市遺児手当支給条例(平成17年愛西市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「外国人登録法(昭和27年法律第125号)」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)」に改める。

(愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例(平成22年愛西市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「登録され、又は外国人登録原票に」を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。